

寒川町訓令第3号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町職員服務規程及び寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年12月4日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町職員服務規程及び寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令

(寒川町職員服務規程の一部改正)

第 1 条 寒川町職員服務規程(昭和 46 年寒川町訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 27 条に次の 1 項を加える。

2 当直員は、警備員室で当直に従事するものとする。

第 33 条第 1 項第 5 号中「庁舎」の次に「(一之宮分庁舎を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第 35 条第 4 号中「事項」の次に「(一之宮分庁舎に関する事項を除く。)」を加える。

第 37 条中「職員」を「総務部施設再編課の職員」に改め、「庁舎」の次に「(一之宮分庁舎を除く。)」を加え、「知つた」を「知った」に、「うけ」を「受け」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 町民部町民安全課の職員は、一之宮分庁舎又はその付近に火災その他の事変が発生したことを知ったときは、速やかに登庁し、上司の指揮を受けなければならない。ただし、急迫の場合には、臨機の処置をしなければならない。

(寒川町事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 寒川町事務決裁規程(昭和 53 年寒川町訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 総務部の表施設再編課の項中庁舎の維持管理の項中「庁舎内外」を「庁舎(一之宮分庁舎を除く。)内外」に改め、「庁用備品」の次に「(一之宮分庁舎に係るものを除く。)」を、「その他庁舎」の次に「(一之宮分庁舎を除く。)」を加える。

別表第 2 町民部の表町民安全課の部防犯対策の項の次に次のように加える。

|                     |  |  |   |
|---------------------|--|--|---|
| 一之宮分庁<br>舎の維持管<br>理 |  |  | 1 一之宮分<br>庁舎の使用<br>承認<br><br>2 一之宮分<br>庁舎内外の<br>設備の管理<br><br>3 一之宮分<br>庁舎に係る<br>庁用備品の<br>管理<br><br>4 その他一<br>之宮分庁舎<br>の維持管理 |
|---------------------|--|--|---|

附 則

この訓令は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。